

宍粟市過疎地域自立促進計画

自 平成28年度

至 平成32年度

平成27年12月

兵 庫 県 宍 粟 市

目 次

1	基本的な事項	1
(1)	市の概況	1
(2)	人口及び産業の推移と動向	4
(3)	行財政の状況	11
(4)	地域の自立促進の基本方針	18
(5)	計画期間	20
2	産業の振興	21
(1)	現況と問題点	21
(2)	その対策	21
(3)	計画	23
3	交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	23
(1)	現況と問題点	23
(2)	その対策	25
(3)	計画	26
4	生活環境の整備	27
(1)	現況と問題点	27
(2)	その対策	28
(3)	計画	29
5	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	29
(1)	現況と問題点	29
(2)	その対策	31
(3)	計画	32
6	医療の確保	32
(1)	現況と問題点	32
(2)	その対策	32
(3)	計画	33
7	教育の振興	33
(1)	現況と問題点	33
(2)	その対策	33
(3)	計画	34
8	地域文化の振興等	34
(1)	現況と問題点	34
(2)	その対策	35
(3)	計画	35

9 集落の整備	35
（１）現況と問題点	35
（２）その対策	35
（３）計画	36
10 その他地域の自立促進に関し必要な事項	36
（１）現況と問題点	36
（２）その対策	36
（３）計画	37
事業計画（平成２８年度～３２年度）過疎地域自立促進特別事業分	38

1 基本的な事項

(1) 市の概況

ア. 市における過疎地域

宍粟市は、平成 17 年 4 月 1 日に宍粟郡山崎町、同郡一宮町、同郡波賀町及び同郡千種町の 4 町の合併により発足した。

本市は、過疎地域自立促進特別措置法第 33 条第 2 項の規定による「市町村合併前に過疎地域であった区域を過疎地域とみなす市町村」に該当し、波賀町区域（旧波賀町）及び千種町区域（旧千種町）が過疎地域とみなされる。

イ. 市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

①自然的条件

宍粟市は、兵庫県中西部に位置し、北部は養父市・鳥取県、東部は朝来市・神河町、南部は姫路市・たつの市、西部は佐用町・岡山県と接し、東西方向約 32km、南北方向約 42km と広く、面積は 658.54k m²と兵庫県土の 7.8%を占める。

波賀町区域は本市の最北部に位置し、東西方向約 10km、南北方向約 32km で南北に細長く、面積は 161.29k m²と市全体の約 25%を占め、揖保川支流引原川が南北に貫流する山村地域である。また、千種町区域は本市の北西部に位置し、東西方向約 12km、南北方向約 23km で南北に長く、面積は 104.56k m²と市全体の約 16%を占め、千種川が南北に貫流する山村地域である。

気候は、北部地域では日本海型気候の影響を受け寒冷多雨で冬季は積雪が多く、南部地域は瀬戸内海型気候の影響を受け温暖である。過疎地域の冬季は、山間部を中心に積雪が多く、「豪雪地帯」にも指定されている。

②歴史的条件

本市は、奈良時代に編纂された「播磨国風土記」によると、7つの里をもって宍禾郡（しさわのこおり）として建郡され、風土記に記された播磨の国の開拓神「伊和大神」の本拠地である歴史と伝説のふるさとであり、古代からの遺跡をはじめ、南北朝時代から戦国時代にかけての史跡や伝統的な祭り、また、神話・伝説なども多数残されている。

波賀町区域は、平安時代には京都石清水八幡宮の荘園として組み入れられ、13 世紀より地域名の由来となった「波賀城」を天正 13 年(1585 年)まで構え、歴史・文化が築かれてきた。その後、明治 22 年に宍粟郡西谷村、奥谷村が編成され、昭和 31 年 9 月 30 日に両村が合併し波賀町となった。また、千種町区域は、古代以降主として日本刀の原材料として名声をはせた「千種鉄」を産出し、和鉄の郷として、明治中期に至るまで繁栄してきた。その後、明治 22 年に町村制実施にともない千種村が編成され、昭和 35 年 1 月 1 日に他市町村との合併を経ずに町制を施行し千種町となった。

③社会的条件

本市の道路事情は、最重要幹線道路として国道 29 号が南北幹線を、国道 429 号が東西幹線を構成している。国道 29 号は、京阪神と中国地方を結ぶ中国自動車道と交差し、山陰と山陽を結ぶ主要幹線としての重要な役割を担っているが、鳥取自動車道の開通により交通量が減少し、観光業をはじめとした地域の経済に深刻な影響を及ぼしている。

また、人口は、昭和 30 年代から 40 年代にかけての高度経済成長期に都市部へ若年層などが人口流出したことにより、中山間地域を中心に減少した。依然として若年層の人口流出は恒常的に続いており、

また少子高齢化も進行する中では、人口減少対策は、本市のまちづくりを推進するうえでの大きな課題となっている。

④経済的条件

本市の地形的な産業の特徴としては、約 90%を森林が占めており、古くから森林資源を利用した木材・木工製品・家具などの生産が地場産業として栄えてきたが、現在は大型量販店を中心としたロードショップが立ち並ぶ商業・工業を主とした南部地域と、豊かな自然のもとに農業・林業・観光業を主とした北部地域から成り立っている。

本市の事業所数の推移は、昭和 56 年の 3,206 事業所から平成 8 年には 3,405 事業所と増加傾向にあったが、その後減少に転じ平成 23 年には 2,506 事業所まで減少しており、雇用の場の悪化が危惧されるところである。

また、就業人口の推移をみると、昭和 55 年の 23,609 人から平成 7 年には 23,996 人と増加傾向にあったが、その後減少に転じ平成 23 年には 20,139 人まで減少しており、生産年齢人口（15～60 歳）が減少し、少子高齢化が進行していることが見受けられる。

ウ. 市における過疎の状況

①人口等の動向

本市の人口は、昭和 25 年国勢調査（以下「国調」という。）での 60,289 人をピークに昭和 35 年国調では 54,590 人と減少傾向となり、その後も昭和 55 年国調では 49,084 人、平成 2 年国調では 48,454 人、平成 12 年国調では 45,460 人と恒常的な減少が続き、平成 22 年国調では 40,938 人にまで減少している。

過疎地域の人口は、昭和 25 年国調での 14,681 人（波賀町区域 7,804 人・千種町区域 6,877 人）をピークに昭和 35 年国調では 12,940 人と減少傾向となり、その後も昭和 55 年国勢調査では 10,105 人、平成 2 年国調では 9,520 人、平成 12 年国調では 8,889 人と恒常的な減少が続き、平成 22 年国調では 7,405 人にまで減少している。

人口減少の要因は、昭和 30 年代から 40 年代にかけての高度経済成長期に都市部への若年層などの人口流出が挙げられる。また、近年は、「未婚化」「晩婚化」「晩産化」などによる出生数の減少と進学や就職する年齢以降の若年層（15～24 歳）の人口流出が挙げられる。

②これまでの対策

宍粟市を構成する旧 4 町は、合併前より連携し、旧宍粟郡内の広域的な活性化に向け各種施策を推進してきた。なかでも“人と自然の共生に基づく環境適合型しそ森林文化の創造”を理念とした「しそ森林王国」を平成元年に建国し、さらに平成 4 年には兵庫県との間で『県民オアシス-しそ森林王国-の形成に関する県民協定』を締結するなど、本市が有する豊かな自然環境を全面に打ち出した施策を展開した。また、本市発足後は、第 1 次宍粟市総合計画に掲げる将来像「人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち」に向け、本市のまちづくりを総合的かつ計画的に推進する中で、過疎地域の特性を踏まえ各種施策を展開している。

波賀町区域では、地域の振興を目指し「雄大な自然と地域文化に包まれた明るく、豊かな、住みよい町」を、千種町区域では「健康で豊かな心と活力ある町づくり」「人と人、人と自然にやさしい活力ある町づくり」をスローガンに発展的なまちづくりに向け各種施策を推進してきた。特に昭和 55 年度より過疎地域振興特別措置法、平成 2 年度より過疎地域活性化特別措置法、平成 12 年度より過疎地域自立促進特別措置法に基づき総合的かつ計画的に各種施策を展開し、観光レクリエーション施設の整備、

ほ場整備など農業基盤の整備、市道（町道）、林道、情報通信施設など交通通信体系の整備、上下水道施設などの生活環境基盤の整備、学校教育施設の整備など時代に応じた整備を進めたことにより、立ち遅れていた社会基盤については周辺地域との格差は縮小した。

③現在の課題

これまでの過疎対策事業の積極的な実施により、立ち遅れていた社会基盤については周辺地域との格差は縮小したが、過疎地域をはじめ、市全体として人口減少、少子高齢化に歯止めをかけることができていない状況である。

人口減少、少子高齢化がより一層進むことは、集落、校区などの地域の活力の低下、地域経済の衰退、さらには、市民が日常生活を営む生活圏において必要な機能が失われるなど、様々な問題が懸念される。

全国的に人口減少社会に直面する中で、本市の定住人口が増加に転じることは難しい状況にあるが、将来にわたり本市が持続的なまちづくりを進めていくうえでは、市民、集落、地域、事業者、団体及び行政などが共通認識のもと危機感をもち、喫緊の課題として人口減少を最小限に止める対策に取り組まなければならない。

④今後の見通し

将来の人口推計をみると、本市の人口は今後も減少していくことが予想される。人口が恒常的に減少することを長期的な視点で考えた場合、経済面では市民の生活圏内から日常生活に必要な機能（小売店舗、金融機関、医療機関など）が失われる可能性がある。日常生活に必要な機能が失われることは、人口流出をより一層加速させると考えられる。

このため、市民、集落、地域、事業者、団体など多様な主体と行政が協働によりまちづくりを進めていくとともに、より効率的、効果的な行財政運営に努める中で、総合計画に基づき産業、交通通信、生活環境、保健・福祉、医療、教育、地域文化、集落の維持など各種施策を展開することにより、人口減少を抑制し、本市への移住を促進する必要がある。

エ. 社会経済的発展の方向の概要

過疎地域をはじめ、本市における最重要課題は人口減少対策である。

人口減少対策を「住む」「働く」「産み育てる」「まちの魅力」を4本の柱により展開する中で、本市の社会経済的発展の方向を次のとおり示す。

【住む】

集落・校区などの地域の活性化を図るため、市民は集落・地域での連帯意識を高め、元気な集落・地域づくりに取り組むとともに、身近な問題は集落・地域内で協力して解決していくなど自立的な地域づくりを進める必要がある。また、様々な視点から宍粟市に魅力を感じ、移住を希望する方をスムーズに受け入れるため、市民、集落、地域、事業者、団体及び行政が一体となり仕組みを構築していく。

【働く】

地元企業・事業者の経営基盤の強化を促進するとともに、農業・林業など担い手が減少している産業分野における人材の確保、育成への対策を関係機関と連携し進める。また、農業、林業、商業、工業、観光業の連携や6次産業化に向けた取組みを進めていく中で、学校跡地の活用など用地確保により積極的な企業誘致や起業家支援を推進し、雇用の創出への取組みを推進する。

【産み育てる】

少子化が進行する本市においては、妊娠から出産、子育てまで一貫した親子の健康サポート及び経済的負担を軽減する取組みを進めていくとともに、子育て世帯の本市への移住促進に向け積極的な取組みを進める。

【まちの魅力】

市民が共感でき、市外の人々にも魅力的で記憶に残る宍粟市の統一したイメージを確立するとともに、歴史的・文化的建造物や史跡・名勝、豊かな自然、特産品などといった地域ブランドと相互に連携することにより宍粟市と地域ブランドを同時に高める仕組みづくりを構築する。

また、市民の日常生活や経済活動が広域化し、市民ニーズが多様化・高度化する中で、行政区域を越えた行政需要に対応するためには、近隣市町や姫路市を中心とした播磨圏域連携中枢都市圏などとの連携により、各市町が有する魅力や潜在力を広域的に活かす中で、より効率的で効果的な質の高い取組みを展開する必要がある。

また、本市の豊かな自然や歴史・文化資源を活かし、多様なニューツーリズムを企画・展開するとともに、週末や1年のうち一定期間を農山村で暮らす「二地域居住」のニーズが高まっていることから、二地域居住希望者を受け入れる仕組みを構築し、交流人口の増加を図り、さらには移住促進につなげていく。

（２）人口及び産業の推移と動向

ア．人口の推移と動向

本市の人口は、昭和 30 年代以降の高度成長期における都市部への若者などの人口流出に伴い、過去 50 年間（昭和 35 年国調～平成 22 年国調）で 13,652 人（25.0％）も減少している。また、最近 5 か年の推移（平成 17 年国調～平成 22 年国調）をみると、2,364 人（5.5％）の減少と、人口減少率が高い傾向にある。また、年齢 3 区別人口構成比の推移をみると、年少人口（0～14 歳）比率が 14.0％、高齢者人口（65 歳以上）比率 27.8％となっており、少子高齢化の傾向が顕著になっている。

過疎地域の人口は、過去 50 年間（昭和 35 年国調～平成 22 年国調）で 5,535 人（42.8％）減少しており、市全域での減少率をはるかに上回っている。また、過疎対策事業の実施により一時的に鈍化傾向にあったが、最近 5 か年の推移（平成 17 年国調～平成 22 年国調）では 787 人（9.6％）と減少しており、人口減少に拍車がかかっている状況である。また、年齢 3 区別人口構成比の推移をみると、年少人口（0～14 歳）比率が 12.2％、高齢者人口（65 歳以上）比率 34.7％を占め、市全域に比して両区域の少子高齢者比率は高い状況にある。

表 1－1（１）人口の推移（国勢調査）

①宍粟市全域

区 分	昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年		昭和 60 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	54,590	50,889	△ 6.8%	48,558	△ 4.6%	48,791	0.5%	49,084	0.6%	48,980	△0.2%
0 歳～14 歳	19,102	15,100	△21.0%	12,365	△18.1%	11,780	△4.7%	11,591	△1.6%	11,328	△2.3%
15 歳～64 歳	31,134	31,105	△ 0.1%	30,789	△ 1.0%	30,953	0.5%	30,683	△0.9%	30,360	△1.1%
内 15 歳 ～29 歳（a）	10,219	9,795	△ 4.1%	9,894	1.0%	10,022	1.3%	8,837	△1.8%	7,898	△10.6%
65 歳以上（b）	4,354	4,684	7.6%	5,404	15.4%	6,058	12.1%	6,810	12.4%	7,292	△7.1%
（a）／総数 若年者比率	18.7%	19.2%	—	20.4%	—	20.5%	—	18.0%	—	16.1%	—
（b）／総数 高齢者比率	8.0%	9.2%	—	11.1%	—	12.4%	—	13.9%	—	14.9%	—

区 分	平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	48,454	△ 1.1%	47,685	△ 1.6%	45,460	△ 4.7%	43,302	△4.7%	40,938	△5.5%
0 歳～14 歳	10,067	△11.1%	8,803	△12.6%	7,481	△15.0%	6,394	△14.5%	5,726	△10.4%
15 歳～64 歳	30,112	△ 0.8%	29,215	△ 3.0%	27,373	△ 6.3%	25,776	△5.8%	23,842	△7.5%
内 15 歳 ～29 歳（a）	7,920	0.3%	7,927	0.1%	7,459	△ 5.9%	6,252	△16.2%	5,171	△17.3%
65 歳以上（b）	8,275	13.5%	9,667	16.8%	10,606	9.7%	11,132	5.0%	11,369	2.1%
（a）／総数 若年者比率	16.3%	—	16.6%	—	16.4%	—	14.4%	—	12.6%	—
（b）／総数 高齢者比率	17.1%	—	20.3%	—	23.3%	—	25.7%	—	27.8%	—

②過疎地域

区 分	昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年		昭和 60 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	12,940	12,002	△7.2%	10,860	△ 9.5%	10,653	△ 1.9%	10,105	△ 5.1%	9,868	△2.3%
0 歳～14 歳	4,666	3,696	△20.8%	2,896	△21.6%	2,485	△14.2%	2,159	△13.1%	2,015	△6.7%
15 歳～64 歳	7,281	7,228	△ 0.7%	6,705	△ 7.2%	6,746	0.6%	6,325	△ 6.2%	6,131	△3.1%
内 15 歳 ～29 歳 (a)	2,348	2,141	△ 8.8%	1,890	△11.7%	2,047	8.3%	1,721	△15.9%	1,512	△12.1%
65 歳以上 (b)	993	1,078	8.6%	1,259	16.8%	1,422	12.9%	1,621	14.0%	1,722	△6.2%
(a)／総数 若年者比率	18.1%	17.8%	—	17.4%	—	19.2%	—	17.0%	—	15.3%	—
(b)／総数 高齢者比率	7.7%	9.0%	—	11.6%	—	13.3%	—	16.0%	—	17.5%	—

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	9,868	△2.3%	9,520	△3.5%	9,463	△0.6%	8,889	△6.1%	8,192	△7.8%	7,405	△9.6%
0 歳～14 歳	2,015	△6.7%	1,821	△9.6%	1,699	△6.7%	1,494	△12.1%	1,186	△20.6%	901	△24.0%
15 歳～64 歳	6,131	△3.1%	5,826	△5.0%	5,505	△5.5%	4,869	△11.6%	4,387	△9.9%	3,933	△10.3%
内 15 歳 ～29 歳 (a)	1,512	△2.1%	1,405	△7.1%	1,378	△1.9%	1,157	△16.0%	960	△17.0%	760	△20.8%
65 歳以上 (b)	1,722	6.2%	1,873	8.8%	2,259	20.6%	2,526	11.8%	2,619	3.7%	2,571	△1.8%
(a)／総数 若年者比率	15.3%	—	14.8%	—	14.6%	—	13.0%	—	11.7%	—	10.3%	—
(b)／総数 高齢者比率	17.5%	—	19.7%	—	23.9%	—	28.4%	—	32.0%	—	34.7%	—

表 1－1（2）人口の推移（住民基本台帳）

①宍粟市全域

区 分	平成 12 年 3 月 31 日		平成 17 年 3 月 31 日			平成 22 年 3 月 31 日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数	47,691	—	45,781	—	△ 4.0%	43,262	—	△5.5%
男	22,944	48.1%	21,978	48.0%	△ 4.2%	20,653	47.7%	△6.0%
女	24,747	51.9%	23,803	52.0%	△ 3.8%	22,609	52.3%	△5.0%

区 分		平成 26 年 3 月 31 日			平成 27 年 3 月 31 日		
		実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数 (外国人住民除く)		40,957	—	△5.3%	40,316	—	△1.6%
男 (外国人住民除く)		19,616	47.9%	△5.0%	19,318	47.9%	△1.5%
女 (外国人住民除く)		21,341	52.1%	△5.6%	20,998	52.1%	△1.6%
参 考	男 (外国人住民)	39	0.1%	—	40	0.1%	—
	女 (外国人住民)	126	0.3%	—	117	0.3%	—

②過疎地域

区 分	平成 12 年 3 月 31 日		平成 17 年 3 月 31 日			平成 22 年 3 月 31 日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数	9,404	—	8,834	—	△ 6.1%	7,985	—	△9.6%
男	4,482	47.7%	4,201	47.6%	△ 6.3%	3,757	47.1%	△10.6%
女	4,922	52.3%	4,633	52.4%	△ 5.9%	4,228	52.9%	△8.7%

区 分		平成 26 年 3 月 31 日			平成 27 年 3 月 31 日		
		実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数 (外国人住民除く)		7,277	—	△8.9%	7,115	—	△2.2%
男 (外国人住民除く)		3,435	47.2%	△8.6%	3,378	47.5%	△1.7%
女 (外国人住民除く)		3,842	52.8%	△9.1%	3,737	52.5%	△2.7%

イ. 産業別人口の推移と動向

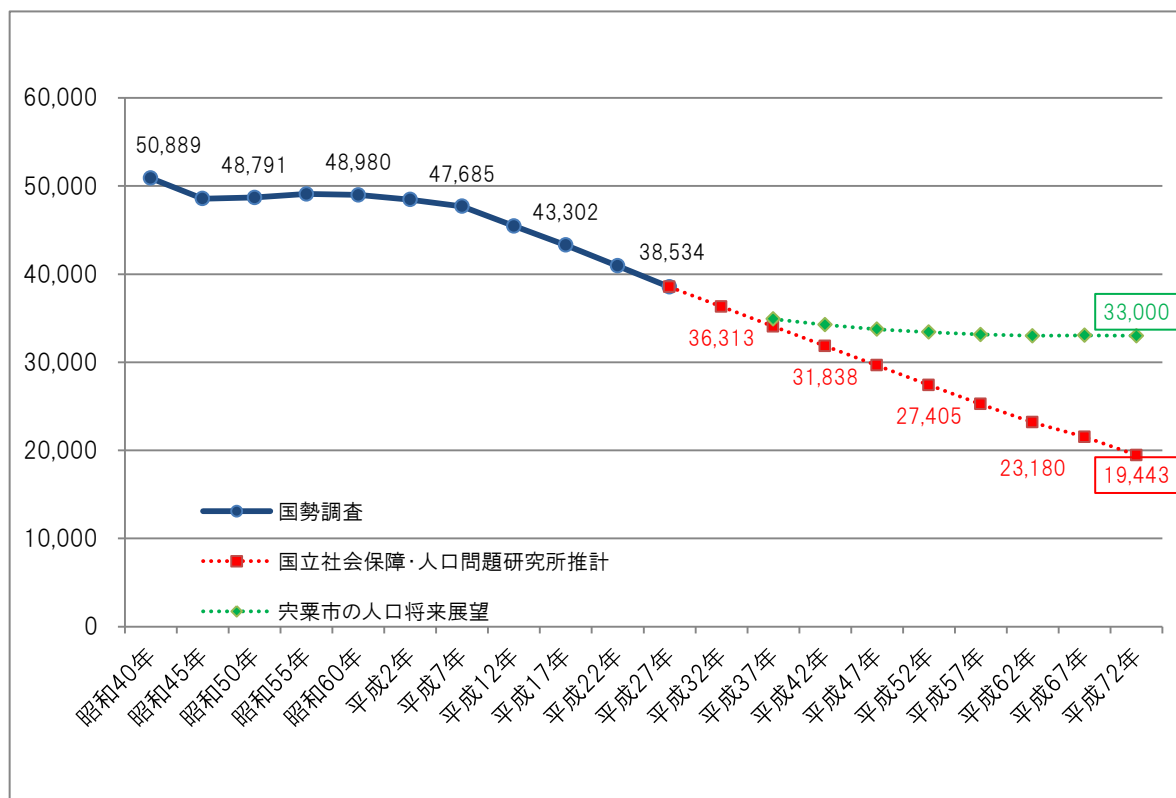
本市の就業人口の推移をみると、昭和 55 年の 23,609 人から平成 7 年には 23,966 人と増加傾向にあったが、その後減少に転じ平成 22 年には 20,139 人まで減少しており、生産年齢人口（15～60 歳）が減少し、少子高齢化が進行していることが見受けられる。

また、産業別の就業人口の推移をみると、昭和 35 年（国調）では、第 1 次産業の就業人口の割合が全体の 54.1%を占めていたのに対し、平成 22 年（国調）では 4.9%にまで減少しており、本市の産業別就業構造も全国的な傾向と同様に、第 1 次産業から第 2 次産業、第 3 次産業へ移行していることが見受けられる。

過疎地域の動向をみると、昭和 35 年（国調）では、第 1 次産業の就業人口の割合が全体の 66.5%を占めていたのに対し、平成 22 年（国調）では 7.4%にまで減少しており、全国、市全域と同様の結果となっている。

また、平成 12 年（国調）から平成 22 年（国調）における産業別就業人口の動向をみると、市全域及び過疎地域ともに、第 1 次産業、第 2 次産業は減少傾向となり第 3 次産業が増加している状況にある。

表 1－1（3）人口の見通し



本市における長期的な将来人口推計をみると、平成 47 年以降 30,000 人を下回り、さらに平成 72 年には、20,000 人を下回ることが予測されている。

本市のみならず全国的に人口減少社会に直面している中で、本市の定住人口が増加に転じることは難しい状況にあることから、「宍粟市人口ビジョン」に掲げる「平成 72 年の人口 33,000 人」をめざし、「住む」「働く」「産み育てる」の機能を高めるとともに、「まちの魅力」をさらに磨き積極的に内外に発信し、交流人口の増加を図っていくなど、戦略的に対策を講じる。

表 1－1（４） 産業別人口の動向（国勢調査）

①宍粟市全域

区 分	昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	25,489	24,806	△2.7%	25,276	1.9%	22,905	△9.4%	23,609	3.1%
第 1 次産業就業 人口比率	54.1%	46.4%	－	30.2%	－	17.7%	－	11.0%	－
第 2 次産業就業 人口比率	19.7%	24.9%	－	37.5%	－	43.6%	－	47.5%	－
第 3 次産業就業 人口比率	26.2%	28.6%	－	32.3%	－	38.7%	－	41.5%	－

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	23,790	0.8%	23,302	△2.1%	23,966	2.8%	22,131	△7.6%	21,548	△2.6%
第 1 次産業就業 人口比率	9.8%	－	6.4%	－	6.5%	－	5.2%	－	5.3%	－
第 2 次産業就業 人口比率	48.0%	－	49.4%	－	47.1%	－	43.8%	－	42.3%	－
第 3 次産業就業 人口比率	42.2%	－	44.1%	－	46.3%	－	51.0%	－	52.2%	－

区 分	平成 22 年	
	実数	増減率
総 数	20,139	△6.5%
第 1 次産業就業 人口比率	4.9%	－
第 2 次産業就業 人口比率	38.4%	－
第 3 次産業就業 人口比率	52.9%	－

※産業就業人口比率を合算しても分類不能があるため 100%にはならない場合がある。

②過疎地域

区 分	昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	6,337	6,054	△4.5%	5,566	△8.1%	5,285	△5.0%	5,010	△5.2%
第 1 次産業就業 人口比率	66.5%	57.1%	—	42.8%	—	30.8%	—	17.8%	—
第 2 次産業就業 人口比率	15.5%	21.4%	—	30.0%	—	35.9%	—	45.4%	—
第 3 次産業就業 人口比率	18.0%	21.5%	—	27.2%	—	33.3%	—	36.8%	—

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	5,058	1.0%	4,689	△7.3%	4,754	1.4%	4,207	△11.5%	3,872	△8.0%
第 1 次産業就業 人口比率	15.0%	—	9.2%	—	9.9%	—	7.6%	—	7.2%	—
第 2 次産業就業 人口比率	48.7%	—	50.3%	—	47.4%	—	45.0%	—	43.8%	—
第 3 次産業就業 人口比率	36.3%	—	40.5%	—	42.7%	—	47.4%	—	49.0%	—

区 分	平成 22 年	
	実数	増減率
総 数	3,504	△9.5%
第 1 次産業就業 人口比率	7.4%	—
第 2 次産業就業 人口比率	42.0%	—
第 3 次産業就業 人口比率	50.1%	—

※産業就業人口比率を合算しても分類不能があるため 100%にはならない場合がある。

(3) 行財政の状況

人口減少、少子高齢化、高度情報化の進展、ライフスタイルの多様化など社会情勢の変化にともない、市民ニーズも多様化、高度化する中では、市民個人の努力や行政だけでは対応ができない課題が増えている。このような課題を解決していくためには、市民、集落、校区などの地域、事業者、団体など多様な主体と行政が協働により、まちづくりを進めていく必要がある。

また、厳しい財政状況が見込まれる中で、まちづくりを着実に推進していくためには、財政確保は必要不可欠であり、より一層効率的、効果的な行財政運営に努めるとともに、広域化する行政需要には近隣市町や播磨圏域連携中枢都市圏などと連携を図る中で、効果的な取組みを進めていく必要がある。

ア. 行政の状況

本市の行政機構は、本庁と旧町に設置した3市民局及び1出張所、そして公立宍粟総合病院から構成されている。本庁には、市長部局の6部をはじめとして議会事務局・教育委員会事務局等があり、教育委員会の管轄下には市立の保育所が5所、幼稚園が13園、小学校が15校、中学校が7校ある。

また、ごみ処理施設については、姫路市、たつの市、宍粟市、上郡町、佐用町の3市2町をもって組織する「にしはりま環境事務組合」により共同運営するとともに、消防業務については、相生市、たつの市、宍粟市、太子町、佐用町の3市2町をもって組織する「西はりま消防組合」により共同運営をしている。

本市は、平成18年3月に「第一次宍粟市行政改革大綱」を、平成23年3月に「第二次宍粟市行政改革大綱」を策定し、第一次では厳しい財政状況からの脱却、第二次では地方分権に対応する仕組みの改革・公共サービスを永続する財政の改革を柱とし改革を推進してきた。今後も、将来にわたる収支バランスの確保に向けて、「第三次宍粟市行政改革大綱」を策定し推進する。

イ. 財政の状況

本市の歳入は、自主財源である地方税は歳入全体に占める割合が低く、国から配分される地方交付税に依存しており、国の地方交付税制度の影響を受けやすい状況にある。地方交付税は人口によって算出される内容がほとんどであり、本市の歳入は人口の影響を大きく受けている。また、地方交付税は、市町合併に伴う財政支援措置が平成28年度から5年間で段階的に縮減され、平成33年度には本来の交付税の算定となり支援措置は廃止され、財政面においては大きな局面を迎える。

歳出は、合併のスケールメリットを活かした人件費は減少傾向にあるが、扶助費は増加傾向である。

これは、本市の少子化対策として実施している中学生以下の医療費無料化などの影響がある一方、高齢化にともなう社会保障関係経費を中心とした医療給付費などの増加によるものであり、今後も高齢化が進行する中では大きな課題である。

ウ. 施設整備水準の状況

本市の道路改良率は平成25年度末で51.3%、舗装率は86.1%となっている。

また、水道施設については、山崎町区域では上水道施設、その他の区域では簡易水道施設が整備されており、水道普及率は98.8%となっている。生活排水処理事業については、兵庫県と共に生活排水99%大作戦を市全域において早期に取り組んだが、水洗化率は92.4%にとどまっている。今後は、水道加入率の低い千種町区域において加入を促進するとともに、既設の上下水道施設の老朽化などに伴う改修、改良を計画的に進め、施設・管路などの適正管理に努める必要がある。

今後の公共施設における課題としては、これまで整備してきた施設の老朽化に対し、公共施設等総合

管理計画に基づき計画的な整備を進めていくとともに、学校規模適正化に伴い空校舎となった学校施設の有効活用を検討する。

表 1－2（１） 市町村財政の状況

宋栗市

（単位：千円）

区 分	平成 12 年度	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 25 年度
歳入総額 A	28,594,827	25,046,426	27,001,699	24,825,623
一般財源	15,978,267	15,415,763	15,343,439	15,450,313
国庫支出金	2,031,502	1,423,011	3,250,786	2,669,435
都道府県支出金	2,107,154	2,264,830	2,041,828	1,472,514
地方債	5,178,800	1,987,900	3,874,012	2,492,615
うち過疎債	168,200	94,900	211,400	304,702
その他	3,299,104	3,954,922	2,491,634	2,740,746
歳入総額 B	27,973,035	24,444,765	25,958,482	23,838,510
義務的経費	8,362,160	11,274,762	11,431,156	10,432,651
投資的経費	10,331,993	4,013,992	5,278,668	3,753,843
うち普通建設事業	10,308,351	3,396,117	3,870,439	3,711,735
その他	9,278,882	9,156,011	9,248,658	9,652,016
過疎対策事業費	1,487,345	97,426	330,826	335,968
歳入歳出差引額 C（A－B）	621,792	601,661	1,043,217	987,113
翌年度へ繰越すべき財源 D	197,140	58,299	223,726	82,457
実質収支 C－D	424,652	543,362	819,491	904,656
財政力指数	0.324	0.35	0.39	0.36
公債費負担比率	17.3	20.4	23.7	22.4
実質公債費比率	—	17.4	20.0	16.6
起債制限比率	8.3	10.9		
経常収支比率	79.6	—		
将来負担比率	—	—	192.9	144.9
地方債現在高	31,645,336	34,860,636	33,858,124	32,729,029

旧波賀町（過疎地域）（単位：千円）

区 分	平成 12 年度	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 25 年度
歳入総額 A	4,491,614	—	—	—
一般財源	2,758,138	—	—	—
国庫支出金	81,195	—	—	—
都道府県支出金	627,899	—	—	—
地方債	127,400	—	—	—
うち過疎債	24,300	—	—	—
その他	896,982	—	—	—
歳出総額 B	4,425,400	—	—	—
義務的経費	1,552,396	—	—	—
投資的経費	1,592,870	—	—	—
うち普通建設事業	1,585,280	—	—	—
その他	1,280,134	—	—	—
過疎対策事業費	51,107	—	—	—
歳入歳出差引額 C（A－B）	66,214	—	—	—
翌年度へ繰越すべき財源 D	43,603	—	—	—
実質収支 C－D	22,611	—	—	—
財政力指数	0.179	—	—	—
公債費負担比率	26.4	—	—	—
実質公債費比率	—	—	—	—
起債制限比率	9.2	—	—	—
経常収支比率	81.9	—	—	—
将来負担比率	—	—	—	—
地方債現在高	6,255,818	—	—	—

旧千種町（過疎地域）

（単位：千円）

区 分	平成 12 年度	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 25 年度
歳入総額 A	4,332,478	—	—	—
一般財源	2,122,724	—	—	—
国庫支出金	57,794	—	—	—
都道府県支出金	259,608	—	—	—
地方債	1,353,500	—	—	—
うち過疎債	143,900	—	—	—
その他	538,852	—	—	—
歳出総額 B	4,215,107	—	—	—
義務的経費	928,068	—	—	—
投資的経費	1,825,184	—	—	—
うち普通建設事業	1,810,853	—	—	—
その他	1,461,855	—	—	—
過疎対策事業費	1,436,238	—	—	—
歳入歳出差引額 C（A－B）	117,371	—	—	—
翌年度へ繰越すべき財源 D	—	—	—	—
実質収支 C－D	117,371	—	—	—
財政力指数	0.181	—	—	—
公債費負担比率	12.3	—	—	—
実質公債費比率	—	—	—	—
起債制限比率	4.0	—	—	—
経常収支比率	76.5	—	—	—
将来負担比率	—	—	—	—
地方債現在高	2,964,707	—	—	—

旧山崎町（非過疎地域）

（単位：千円）

区 分	平成 12 年度	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 25 年度
歳入総額 A	12,796,192	—	—	—
一般財源	7,001,339	—	—	—
国庫支出金	1,391,235	—	—	—
都道府県支出金	828,953	—	—	—
地方債	2,430,100	—	—	—
うち過疎債	—	—	—	—
その他	1,144,565	—	—	—
歳出総額 B	12,446,488	—	—	—
義務的経費	3,747,951	—	—	—
投資的経費	4,671,107	—	—	—
うち普通建設事業	4,671,107	—	—	—
その他	4,027,430	—	—	—
過疎対策事業費	—	—	—	—
歳入歳出差引額 C（A－B）	349,704	—	—	—
翌年度へ繰越すべき財源 D	145,075	—	—	—
実質収支 C－D	204,629	—	—	—
財政力指数	0.463	—	—	—
公債費負担比率	14.9	—	—	—
実質公債費比率	—	—	—	—
起債制限比率	9.4	—	—	—
経常収支比率	81.0	—	—	—
将来負担比率	—	—	—	—
地方債現在高	15,481,877	—	—	—

旧一宮町（非過疎地域）

（単位：千円）

区 分	平成 12 年度	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 25 年度
歳入総額 A	6,974,543	—	—	—
一般財源	4,096,066	—	—	—
国庫支出金	501,278	—	—	—
都道府県支出金	390,694	—	—	—
地方債	1,267,800	—	—	—
うち過疎債	—	—	—	—
その他	718,705	—	—	—
歳出総額 B	6,886,040	—	—	—
義務的経費	2,133,745	—	—	—
投資的経費	2,242,832	—	—	—
うち普通建設事業	2,241,111	—	—	—
その他	2,509,463	—	—	—
過疎対策事業費	—	—	—	—
歳入歳出差引額 C（A－B）	88,503	—	—	—
翌年度へ繰越すべき財源 D	8,462	—	—	—
実質収支 C－D	80,041	—	—	—
財政力指数	0.275	—	—	—
公債費負担比率	18.2	—	—	—
実質公債費比率	—	—	—	—
起債制限比率	8.0	—	—	—
経常収支比率	78.1	—	—	—
将来負担比率	—	—	—	—
地方債現在高	6,942,934	—	—	—

表 1－2（2） 主要公共施設等の整備状況

①宍粟市全域

区 分	昭和 45 年 度末	昭和 55 年 度末	平成 2 年度 末	平成 12 年 度末	平成 22 年 度末	平成 25 年 度末
市町村道						
改良率（％）	12.2	28.0	39.4	47.1	51.2	51.3
舗装率（％）	5.5	43.1	66.3	80.3	85.8	86.1
耕地 1ha 当たり農道延長（m）	0.9	63.8	57.3	70.1	85.7	85.4
林野 1ha 当たり林道延長（m）	1.3	5.2	6.6	7.7	11.0	11.2
水道普及率（％）	47.9	62.6	69.4	91.4	97.1	98.8
水洗化率（％）	0	0	0	48.1	90.8	92.4
人口千人当たり病院、診療所の 病床数（床）	0	3.1	3.5	4.4	5.3	5.5

②過疎地域

区 分	昭和 45 年 度末	昭和 55 年 度末	平成 2 年度 末	平成 12 年 度末	平成 22 年 度末	平成 25 年 度末
市町村道						
改良率（％）	2.8	29.1	42.8	44.3	97.5	98.0
舗装率（％）	10.6	55.6	78.6	82.0	85.5	85.7
耕地 1ha 当たり農道延長（m）	3.4	21.4	56.2	75.3	－	－
林野 1ha 当たり林道延長（m）	1.9	4.6	5.0	7.8	12.1	12.6
水道普及率（％）	13.3	72.0	73.3	77.2	91.0	96.9
水洗化率（％）	0	0	0	67.8	94.4	94.9
人口千人当たり病院、診療所の 病床数（床）	0	1.7	1.0	0.4	0	0

(4) 地域の自立促進の基本方針

本市は、兵庫県下最高峰の氷ノ山をはじめとする宍粟 50 名山や、揖保川、千種川の清流といった豊かな自然に恵まれている。また、「宍粟」の地名は、奈良時代に編さんされた「播磨国風土記」に登場するなど歴史は古く、先人たちによって固有の文化や伝統が育まれてきた。

これからのまちづくりは、先人たちがこれまで築き上げた歴史、伝統、文化を継承しつつ、それを魅力ある資源として活かしながら、市民と行政の協働によって、次の世代へとつなぐまちづくりを進めていく必要がある。

このため、第2次宍粟市総合計画の基本目標・基本施策を基本的な考え方とし、過疎地域の自立促進に向けた基本方針は、過疎地域が有する地域資源を積極的に活用し、産業振興を図るとともに交流人口の拡大を図る。さらに、過疎地域の活性化が市全体に波及し、宍粟市の魅力と活力の向上につなげることをめざす。

基本目標 1：住み続けたい、住んでみたいまち

人口減少・少子高齢化が進む中では、市民が「暮らしやすい」・「いつまでも住み続けたい」と宍粟市で暮らすことを誇りに思い、また、市外の方々からは「訪れたい」・「住んでみたい」と思える魅力あるまちを築いていくことが重要である。

このため、日常生活における生活基盤の維持、充実及び防災・防犯の強化を図るとともに、本市の豊かな自然環境を保全し、さらにはその地域資源を活かし地域産業を活性化させるなど、市民が快適で安全・安心に暮らせ、地域経済に活力を生み出すまちづくりをめざす。

基本方針 1：魅力と活力あふれる地域産業を育むまちづくり

地域経済の活性化を図るためには、農業、林業、商業、工業、観光業などの地域産業の振興を図り、安定した雇用環境を整備していくことが重要である。そのためには、それぞれの産業分野で対策を強化することに加えて、相互の連携を強めることにより、新たな取組みを始めることが求められている。

地域経済活性化の原動力として農林業の振興に努め、地産地消や地域ブランドの推進、6次産業化などによる新たな商品やビジネスの創出に向けた仕組みの構築に取り組む。同時に、豊かな自然や歴史文化を地域資源として最大限に活用し、本市ならではの観光サービスや商品を開発することによって交流人口を拡大し、これを定住人口の拡大につなげていく。

基本方針 2：快適に暮らせるまちづくり

市民生活に最も身近な道路や上下水道など生活基盤の整備や維持管理を計画的・効率的に進めるとともに、地元で暮らしたいと願う若者や、本市の魅力を高めることにより、一人でも多くの方が定住できる環境を整備していくことが必要である。そのため、本市らしい自然と集落が調和した良好な住環境を形成する。

また、新たな公共交通システムによるネットワークの充実を進め、日常生活における利便性を向上させるとともに、近隣市町や播磨圏域連携中枢都市圏などとの広域的な連携と発展を見据える中で、道路ネットワークの形成、交通ネットワークの充実に向けた取組みを進めていく。さらに、人口減少にともない空き家が増加する中、これらを地域資源として活用することにより、良好な生活環境の保全や定住促進を図る。

基本方針 3：環境にやさしいまちづくり

森林や田園、水辺空間などの優れた自然環境は、私たちの生活に潤いをもたらすとともに、観光資源としての役割も果たしており、本市の誇れる財産として適切に保全し、次世代へ引き継いでいく必要がある。

また、この豊かな自然環境を本市だけのものとして捉えるのではなく、地球規模における環境問題を意識した取り組みとして推進し、地球温暖化対策や省エネルギー対策、ごみ減量化や再使用、リサイクルを促進するなど、環境負荷の少ない資源循環型社会の構築をめざす。さらに今後は、保全のみならず、積極的に活用すべき資源として、太陽光や小水力、バイオマスなどをはじめとする再生可能エネルギーの普及促進に努めるとともに、再生可能エネルギーを有効活用することで地域産業の活性化につなげていく。

基本方針 4：安全で安心なまちづくり

市民の生命・身体・財産が守られ、災害に強く、犯罪や事故の少ない、安全で安心なまちづくりが求められている。

今後発生が懸念される大規模地震や豪雨などの自然災害に対しては、防災・危機管理体制の充実や地域における防災力の向上を図るとともに、本市の地形的な特徴から、大雨に伴う洪水や土砂災害の防止、治水・治山対策を積極的に推進する。また、火災をはじめ、多様化・凶悪化する犯罪、交通事故などから一人ひとりの生命と暮らしを守るため、「自助・共助・公助」による協働の理念のもと、市民、地域、行政の連携を密にし、地域力を活かした安全・安心なまちをつくる。

基本目標 2：安心して子どもを産み育てられ、いつまでも元気に過ごせるまち

人口減少・少子高齢化が進む中では、子どもから高齢者までの誰もが、住み慣れた地域で、安心して健康にいきいきと暮らし続けるまちを築いていくことが重要である。

このため、保健・医療・福祉の連携及び子育て・教育環境をさらに充実させることにより、全ての市民が、生涯を通じて健やかに暮らせ、また安心して子どもを産み育てられるまちづくりをめざす。また、市民一人ひとりが生涯にわたり生きがいをもち、より充実した人生を過ごすことができるよう、生涯を通じていきいきと学べるまちづくりをめざす。

基本方針 1：子どもが健やかに育つまちづくり

子どもは、地域の宝として私たちに希望をもたらし、未来の宋栗市を創る力となる。子どもの健やかな成長と子育てを支えることは、地域社会にとって、とても重要なことである。

本市では、子どもと家庭の「つながり」はもちろん、家庭と地域が「つながり」、地域が子どもを「はぐくみ」、子どもが健やかに成長し地域の未来を「はぐくんでゆく」。このようなまちの将来を描き、すべての子どもが輝くための取り組みを進めていく。

このため、安心して子どもを産み育てることができる環境をより一層向上させるとともに、就学前の幼稚園・保育所においては、子どもの集団規模が小規模化し、健全な成長を保つことが難しくなるなど、社会環境の変化に対応していくため、幼保一元化の推進をはじめ豊かな人間性と社会性が養われる教育・保育環境の充実に取り組んでいく。また、子どもたちが健やかに育ち、心豊かで、確かな学力とたくましく生きる力を身に付けられるよう、家庭、地域、学校、行政が相互に連携協力し、地域総がかりの学校づくりに取り組んでいく。さらに、子どもたちに地域の良さを伝え、地域資源を活用することにより、自分の生まれ育った地域に愛着や誇りをもつ子どもの育成を推進する。

基本方針２：保健・医療・福祉が連携した安心のまちづくり

人口減少と少子高齢化が進む中、保健・医療・福祉の連携を図り、生涯を通じた健康の保持増進と病気の予防・早期発見に努めるとともに、病気になっても早期治療が受けられる医療体制の確保や、高齢者、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉体制の充実を図る必要がある。

そこで、全ての市民が生涯を通じて健やかに暮らすことができ、支援が必要になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域包括ケアシステム構築を図り、介護・医療・予防が一体的に提供されるとともに、生活の基盤となる住まいの確保と生活支援・福祉サービスが幅広く受けられる体制の構築に努める。

基本方針３：心豊かにいきいきと学べるまちづくり

人々が活躍できる自己実現の場や機会を充実することは、地域への誇りや愛着、郷土愛を育むとともに、まちの活性化につながる。そのため、生涯学習やスポーツ、文化・芸術活動の活発化に努めるとともに、それらの成果を地域づくりにつなげる仕組みを構築し、心豊かで魅力的な人を育み、まちの活性化を図っていく。この地域づくりにあたっては、「地元学ぶ」考えを基本に、地域の持っている力、人の持っている力を引き出し、本市にある多彩な資源を活かしながら、様々な活動の推進に努める。

また、人々が性別や年齢などを問わず、誰もが個性と能力を十分に発揮しながら、いきいきと活躍することが可能となる社会をめざし、人権尊重のまちづくりとともに、男女共同参画の推進を図っていく。

（５）計画期間

計画期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 か年とする。

2 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア. 農業

本市における農業は、米作を中心に野菜・果樹などが生産されているが、兼業農家及び自給的農家が多く、専業農家は僅かな状況である。また、近年では農業従事者の高齢化などを背景とした担い手不足やシカ、イノシシなど有害鳥獣による食害の増加などにより耕作放棄地が増加している。

過疎地域においては、高齢化・担い手不足により営農組織化が困難になっている。また、条件不利地による生産コストの問題など、農家の意欲の低下により農地の保全・利用が問題となっている。

イ. 林業

本市における林業は、昭和 50 年代前半までは豊かな森林資源を基盤として地域の主要産業となっていたが、外材の輸入や代替材の普及などによる木材市況の低迷、生産コストの上昇による採算性の悪化、林業労働者の高齢化や担い手不足により、未手入れの森林が増加し、市内の民有林の半数以上が伐期を迎えており、保育の必要な林分と併せると約 90%の森林に対し整備・更新が必要な状況である。

過疎地域においても、近年では間伐などの推進により一部整備が進んでいるが、植林・育林・伐採をサイクルとする循環型の林業経営には至っていない。

ウ. 商工業

過疎地域における商業の年間商品販売額は、近年は減少傾向にあり、従来から地域住民の台所となってきた商店数も減少を続けている。

エ. 観光

余暇時間の増大に伴い、人々のライフスタイルも個性化・多様化が進み、単に有名観光地を巡るだけでなく、テーマや目的を明確にし、それに沿った訪問地・体験などを組み込んだ旅行の人气が高まっている。過疎地域には、兵庫県下最高峰の氷ノ山、第二峰の三室山、第三峰の後山という、1,000mを超える山々がそびえ、氷ノ山後山那岐山国定公園や、音水ちくさ県立自然公園に属する緑豊かなまちであり、また兵庫県下を代表する一級河川の清流揖保川や日本の名水百選の千種川をはじめ、赤西溪谷、音水溪谷などの景勝地、日本の滝百選の原不動滝などの風景が四季折々の風情を織りなしており、年間延べ約 122 万人の観光客が訪れている。

平成 23 年度に制定した「ふるさと宍粟観光条例」、また、平成 24 年度に策定した「ふるさと宍粟の観光基本計画」に基づき、観光立市の実現に向け総合的かつ計画的に観光施策を推進しているが、観光客の宿泊率は低く、ほとんどが日帰り客であり通過型観光地となっている。

オ. 企業の誘致及び起業の促進

過疎地域においては、地理的条件などから企業誘致も困難な状況であり、雇用の確保が非常に困難となっている。

(2) その対策

農林業は産業だけでなく、景観形成や交流などの面においても重要であり、農林業を核とした新たな産業の展開を図っていく必要がある。

ア. 農業

農業については生産基盤の整備、有害鳥獣の駆除対策、集落営農体系の確立など、農地の高度利用や

安心・安全・自然志向に応える地域の特性を取り入れた付加価値の高い農産加工物のブランド化をめざした特産品開発、担い手となる農業者の育成に取り組む。

過疎地域においても、農産物の生産から加工、流通販売までが一体となった設備の充実を図り、地域に根ざした特産品の開発、振興を進めることで、高付加価値型農業の展開を図り、農家の意欲向上をめざす。

イ．林業

林業については、恵まれた森林資源を有効に活用するため、林道及び作業道などの林内路網整備、高性能林業機械の導入などの基盤整備や間伐などを計画的に実施し、効率的な森林整備による素材の生産、林業従事者の育成、確保など林業経営の活性化とともに、住宅建築などにおける実用材の活用促進、共同展示販売施設による宣伝活動などに努める。

過疎地域においても、森林の持つ水源涵養・大気の浄化・国土の保全・保健休養など公益的機能を十分に発揮できる森林環境の整備や災害に強い健全な森林の造成に取り組む。

ウ．商工業

商業については、商工会を中心に中長期的な方向性・方策を示し企画・実行していくことが重要である。住民生活の利便性を高めながら、地域の景観と調和した新たな商業施設への誘導や利便性の高い魅力ある商業空間の形成を図るとともに、商業の担い手やリーダーの育成を推進する必要がある。

また、高齢社会の到来で買い物が困難となる人に対するサービスの向上については、工夫した特色ある商業活動や経営の近代化に対する支援のほか、魅力ある商店街の整備を図るため、空き店舗の利用や共同出店・テナント出店、協業化の推進、コミュニティ施設の整備などに取り組み、地域づくりと一体となった活気とふれあいのある商業の振興に取り組む。

工業については、既存工業の更なる発展と地場産業の振興を進めるとともに、地域に就業機会を増やすため、地域の特性を活かした新規起業の促進や地域の景観と調和した企業誘致を支援、推進し、特産品の製造・開発・販路拡大に取り組む。

地域資源を活かしたものづくりの支援や人材の育成、市外への販路拡大を図るとともに、農業や林業、観光業など産業間の連携やブランド化の推進、6次産業化などによる新たな産業の創出に向けた取組みを促進し、地域産業の振興を図る。

エ．観光

余暇利用のニーズに応えながら、都市住民との交流を促進するため、過疎地域の豊かな観光資源や既存観光施設のネットワーク化を推進するとともに、全国に向けての積極的な情報発信により観光立市の実現に取り組む。

見る観光から参加・体験する観光へ、通過型から滞在型への転換に向けた取組みを進めることにより、経済波及効果や地元との交流、リピーターの確保をめざす。また、豊かな森林資源を活かすため、市民だけでなく産業間の連携を深め、森林セラピーを始めとしたヘルスツーリズムなど、参加体験型観光を推進するうえでも、スキー場、キャンプ場、カヌー場などの観光施設の整備拡充を図り、観光入り込み客の増加に努める。

オ．企業の誘致及び起業の促進

学校跡地の活用や地域特性、地域資源を活用できる分野や雇用につながる企業誘致、起業支援に取り組むとともに、地域住民の生活基盤や自然環境の保全などにも配慮しつつ、魅力ある就業機会の増大を図る。

(3) 計画

事業計画（平成 28 年度～平成 32 年度）

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1. 産業の振興	(1) 基盤整備 林業 <u>農業</u> (8) 観光又はレクリエーション	公有林整備事業 森林整備推進事業 <u>農地環境整備事業負担金</u> 戸倉スキー場整備事業 ちくさ高原整備事業 森林セラピー整備事業 氷ノ山ツーリズム推進事業 くるみの里整備事業 フォレストステーション波賀整備事業 波賀サイクリングターミナル（楓香荘）整備事業 道の駅整備事業	市 市 市 市 市 市 市 市 市 市	
	(9) 過疎地域自立促進特別事業	くるみの里修繕事業 フォレストステーション波賀修繕事業 波賀サイクリングターミナル（楓香荘）修繕事業 道の駅修繕事業 戸倉スキー場施設整備修繕事業 ちくさ高原施設整備修繕事業 森林セラピー整備事業 氷ノ山ツーリズム推進事業 北部活性化事業（トロッコ整備調査研究など） 山林部地籍調査事業 鳥獣被害防止事業補助金 就農・定住促進事業 森林整備推進事業 林業振興基盤整備促進事業 穴栗材利用推進事業 農業生産基盤整備促進事業 <u>波賀サイクリングターミナル（楓香荘）改築調査事業</u>	市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市	

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(1) 現況と問題点

本市の交通手段は、鉄軌道を有しないため自動車交通以外の移動手段を持たない。市内の道路網は南部に京阪神と中国地方を東西に結ぶ中国縦貫自動車道、これと交差して山陽と山陰を結ぶ国道 29 号、市北部を東西に結ぶ国道 429 号が広域幹線道路となっており、これらを軸として宍粟新宮線・宍粟下徳久線・養父宍粟線・若桜下三河線の主要地方道、千種新宮線・田井中広瀬線・岩野辺山崎線・道谷三方線などの一般県道などで構成されている。

ア. 道路

本市の道路は、産業・経済活動はもとより市民の日常生活に欠くことのできないものであり、1・2 級市道などの幹線を中心に整備を進めた結果、改良率・舗装率ともに大幅に伸びてきた。しかし、未整備箇所も多くあるとともに、道路、橋梁、道路構造物、舗装などの老朽化も進んでおり、長寿命化対策を基本に計画的な整備を継続的に進めていく必要がある。

「豪雪地帯」に指定されている過疎地域では、冬季交通を確保し、市民の生活の安定と産業経済の円滑交流を推進するため除雪作業を実施してきた。

イ. 交通

鉄道路線のない本市の公共交通は、民間の路線バスと市のコミュニティバスが通勤や通学、通院、買い物など市民の日常生活を支える移動手段として、また、都市との交流の手段として重要な役割を担っているが、交通空白地が多いことや利用者の減少による路線の一部休止や運行本数の減便など外出機会を減らす一因となっている。高齢化が進行する本市においては、ますます交通弱者の増加が予想されるため、「宍粟市公共交通再編計画」に基づき、公共交通ネットワーク全体として常に利用者の視点から利用しやすく利便性の高いサービスを効率的に提供するとともに、将来を見据えた持続可能な公共交通の再編を行ったところである。

ウ. 情報通信

本市の情報通信は、平成 20 年度・21 年度の地域情報通信基盤整備事業により光ケーブル網を構築し、各家庭で緊急情報、行政情報の音声サービスを受けられ、ケーブルテレビや光インターネットサービスにも加入できる情報通信システムを構築し、市内の情報通信基盤は整備された。

過疎地域においても、民設民営及び公設民営による携帯電話サービスエリアの拡大を推進し、市内居住エリアの不感地域の通信環境の改善を図ってきたが、居住エリアから離れた山間の観光地周辺では未だ不感地域が存在している。

エ. 交流

自然志向の高まりや自由時間の増大、交通アクセスの整備などによる距離と移動時間の短縮などにより、過疎地域には多くの観光客が訪れている。

合併後においては、旧町域を超えた地域間交流が図られつつあり、地域力の向上がますます求められる状況となっている。また、NPO 法人や大学など都市住民と交流することにより今まで気づけなかった地域の課題や、資源を発掘することにより、新たな地域の活動へつながりつつある。

国際交流としては、アメリカのスクイム市と姉妹都市を提携し市民の国際的な交流の場として定着している。

過疎地域においては、波賀小学校がオーストラリアのアイアンサイド小学校との国際交流も行っており、子どもたちは言葉や生活習慣の違いを乗り越え、一緒に勉強し遊ぶことで、お互いを理解し尊重することを学んでいる。また、ホームステイを受け入れる親や地域の人たちは国際的視野を拓き地域ぐる

みで国際性を身につけている。

(2) その対策

ア. 道路

国・県道については、交通危険箇所や未改良部分の計画的な早期改良整備とあわせ、歩道や道路照明、交通安全施設の整備などについて、関係機関に継続的に働きかける。

市道・農道・林道については、各種の開発保全計画と連携した幹線道路網の見直しと整備の促進を図る。特に、市道については生活関連道路として住民の安全性と利便性に配慮しながら整備を行う。また、少子高齢化社会に対応した歩行者・自転車などが通行しやすい安全な道路整備を進めるとともに、バリアフリーに配慮した障がいのある人にもやさしい道路づくり、自然環境と調和した快適な道路環境づくりによる潤いと安らぎの空間創造にも努める。農地の基盤整備と併せて整備を進めてきた農道については、未改良部分の計画的な整備を行う。林道については、森林資源の有効利用や森林の公益的機能の維持増進、優良材の生産、原木の安定供給などに寄与するため、森林の整備と連携した林道整備を進める。

過疎地域においては、行政が行う除雪事業のほか、自治会が自主的に行う除雪への支援を行い、地域の道路環境の向上を図り、市民が安全に暮らせるまちづくりをめざす。

イ. 交通

市民や交通事業者との連携により「宋栗市公共交通再編計画」における「みんなで守り育てる公共交通」の基本方針に基づき、各生活拠点から中心部への通勤・通学及び通院、買い物など市民が利用しやすい交通手段として運行するとともに運賃の低額化などにより、利用促進を図る。

過疎地域においては、観光に訪れた方の利便性の向上を図るため、高速バスの便数や広域バス路線網の充実により、都市部との連携を強化し、交流人口の拡大に努める。

ウ. 情報通信

情報化社会に対応した行政サービスの提供を推進していくとともに高度情報化社会に対応できる人材育成のため、市民の情報リテラシーの向上のためのパソコン教室の充実や教育現場における児童生徒のコンピュータ活用能力の向上に取り組む。

過疎地域においては、地形的要因による携帯電話の不感地域の解消に向けた取り組みを行う。

エ. 交流

国際交流、都市や地域間との交流、そして地域住民相互の交流など、市をはじめ過疎地域にとって「交流」はまちの活性化に欠かせない重要なキーワードの一つとなっている。国際交流や都市と農山村の交流の推進や、周辺市町村との連携など、多面的な連携・交流の動きに対応しながら、地域間・世代間の交流を活発化し、住民が一緒になって楽しく活力あるまちづくりを推進する。また、活発な交流と連携を通じて、市外・区域外の人が本市・本区域を訪れても楽しく過ごせるよう交流の輪を広げるとともに、魅力的で元気あふれる楽しい地域づくりを推進する。

過疎地域においては、現在行っている海外の小学校との国際交流など、交流をより一層深めていくために積極的な支援を展開する。また、既に実施している交流事業とあわせ、多種多様な祭りやイベントを通じた交流、連携の促進とともに、生産者と消費者の交流や森林ボランティア、生涯学習、生涯スポーツを通じた交流など、新たな交流事業の展開を図る。

(3) 計画

事業計画（平成 28 年度～平成 32 年度）

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
2. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(1) 市町村道 道路	道路改良 西二連瀬線 L=226m W=5.0m 安賀新田線 L=711m W=5.0m 越岨石原線 L=150m W=5.0m 西山川原線 L=87m W=5.0m 西山室橋線 L=400m W=5.0m <u>交通安全施設整備事業</u> 道路防災 赤西音水線 L=1,000m 道路舗装 飯見野尻線 L=350m W=5.0m 赤西線 L=600m W=4.0m 蔦沢線 L=1,200m W=4.0m カンカケ線 L=400m W=5.0m 谷下三方線 L=600m W=4.0m 別所下鷹巣線 L=500m W=4.0m 千種黒土線 L=500m W=5.0m 河内線 L=800m W=6.0m 下河野西側線 L=600m W=4.0m 森脇越岨線 L=600m W=4.0m <u>斉木内海線 L=500m W=7.0m</u> <u>河東線 L=200m W=5.0m</u>	市	
	橋りょう	橋りょう整備 中山橋 L=5.1m W=3.3m 真西橋 L=22.0m W=5.7m 村ノ上 2 号橋 L=2.3m W=9.4m 坂の谷棧橋 L=105.5m W=6.0m 赤西音水 1 号橋 L=21.4m W=2.4m 赤西音水 3 号橋 L=9.3m W=2.4m 赤西 4 号橋 L=2.4m W=3.6m 水谷橋 L=10.0m W=5.6m	市	

		折居橋 L=12.4m W=4.8m 荒尾橋 L=11.9m W=6.2m 柳1号橋 L=21.4m W=2.7m ヒナ山橋 L=13.0m W=5.2m 大井手橋 L=7.0m W=5.3m		
	その他	市道除雪	市	
	(3) 林道	森林管理道用地費	市	
	(8) 道路整備機械等	除雪車等購入事業	市	
	(10) 過疎地域自立促進特別事業	道路修繕事業 除雪機整備事業 河川水路修繕事業 橋りょう点検調査事業 交通安全対策事業 通勤・通学費補助事業 地域生活交通対策補助事業	市 市 市 市 市 市 市	

4 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア. 上下水道

波賀町区域の上水道については、昭和 56 年に波賀町原地区以南の簡易水道が完成したのをはじめとして、以後北部 4 水道を順次整備し、水道普及率は 99.4%となっている。機器の更新による給水能力の向上、水道施設の更新などに取り組んでいるが老朽化が進んでいる施設が多い。

千種町区域の上水道については、平成 16 年度より千種町全区域を給水区域とする水道施設整備が完了したものの水道加入率は 93.8%である。

波賀町区域の下水道については、良好な生活環境の確保や美しい自然環境の保全を目的に、揖保川水系最上流の地域の責任として下流にきれいな水を提供するため、施設基盤整備に取り組んだ結果、12 地区を特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、コミュニティプラント整備事業、合併処理浄化槽設置整備事業で順次整備を行い、全域の整備を完了し、平成 25 年度末の水洗化率は 97.1%となっている。

千種町区域の下水道についても、千種川最上流の地域の責任として下流にきれいな水を提供するため、施設整備に取り組んだ結果、9 地区を特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、小規模集落排水事業、合併処理浄化槽設置整備事業により全域で整備を行い、平成 25 年度末の水洗化率は 92.2%となっている。

イ. 消防・防災

本市の消防組織は、西はりま消防組合による常備消防と、非常勤の旧町単位の 4 支団からなる消防団による。近年、全国的に多発する地震やゲリラ豪雨などの大規模自然災害が懸念される中で、山崎断層

が横断する本市においては、災害発生時や火災発生時の消防機動力の強化に向けた機器などの整備更新が必要である。また、円滑な防災活動推進のため、防災行政無線の整備を行うなど、地域防災力の向上に努めているが、消防ポンプ自動車、消防水利（防火水槽）などの老朽化による施設整備や、就業構造の変化に伴うサラリーマン団員・区域外就労者の増加や地域住民の連帯意識の希薄化などによる昼間の出動人員の確保が問題となっている。

特に過疎地域においては、少子化や過疎化の進行による若者層の減少などにより消防団員の確保自体が困難になるなど、消防団活動に支障をきたしている地域がある。

ウ．公営住宅

本市の住宅事情は、多くは持ち家であり、人口が密集する南部地域には民間のマンションやアパートなどが建設されるとともに分譲宅地が整備される一方で、過疎地域では南部地域への人口の流出とともに空き家及び空き地が増加している。また、高齢者世帯の増加とともに持ち家を手放すケースが増え、今後も空き家の増加が予想される。

過疎地域においては、公営住宅を 61 戸、改良住宅を 42 戸整備しているが、耐用年数を経過している住宅がある。

エ．その他

本市では、「宍粟市一般廃棄物処理計画」を策定し、ごみの排出抑制と資源を有効に活用し、物を大切に使う環境にやさしい循環型社会に向けた取組みを進め、ごみの排出量は漸減傾向にある。

（２）その対策

ア．上下水道

上水道については、大自然の清浄で豊富な原水の恩恵により、安全で安心して飲める水道水のさらなる安定供給の確立に努める。

過疎地域においては、整備済区域における未接続世帯への普及啓発や老朽化が著しい配水池やポンプ場などの計画的な修繕、改修などを実施し、適正な施設維持管理に努める。また、地域住民に水資源を大切にすることを意識を育むため、水源の保全や水道水の適正な利用などについて、住民や事業者などの理解と関心を深めるなどの住民意識の高揚を図る。

下水道については、環境行政に関心が高まる中、法律に準拠した水質を確保し、揖保川水系並びに千種川水系最上流の区域としての責務として、これまで以上に適正な下水処理施設の維持管理、機能強化に努め、清流の保護と下流域の水質保全を図る。また、ランニングコストの削減を図るなど低コスト経営を維持するとともに、適正な使用料金による経営の安定化を図る。

過疎地域においては、施設・機器の計画的な修繕、改修などを実施することにより、健全な施設の管理運営に努める。

イ．消防・防災

全国各地で局地的な災害が発生し自治体の防災体制強化が求められる中、本市では、より充実した防災行政推進のため「宍粟市地域防災計画」に基づき防災体制の強化を図る。また、住民の災害に対する基礎知識の向上に努め、防災意識の高揚を図るとともに、消防設備・機器を計画的に整備更新し、地域防災力の充実・高度化を図る。

過疎地域においても、消防団の組織・機構の整備とともに、自主防災組織の育成強化、宍粟消防署と

医療機関との連携強化を図り、これらのネットワーク化を推進し、住民が安全で安心して暮らせるまちづくりを進める。

ウ. 公営住宅

老朽化した公営住宅については、高齢者はもとより障がいのある人のためのバリアフリーの理念と住宅に対する多様なニーズへの対応を取り入れながら、「宍粟市市営住宅整備計画」に基づき計画的な建て替え、改修を実施する。

過疎地域においては、人口動向及び住宅需要を勘案する中で、公営住宅の計画的で効率的な整備、維持管理を行う。

エ. その他

にしはりまクリーンセンターへの収集運搬体制について、定期的に収集回数などを検証し、市民ニーズや効率性などを踏まえた改善を行う。また、住民にとって住みよい生活空間を創造するとともに、豊かな自然に恵まれた環境を維持するため、住民・地域・事業者の協力、連携により、多様化・増大化するごみの適正処理を実施し、ごみの減量化とリサイクルを進める。そのために、住民や事業者に対して廃棄物の有効利用や資源循環に対する意識啓発を進め、その改革に努める。

(3) 計画

事業計画（平成 28 年度～平成 32 年度）

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
3. 生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道	水道施設整備事業	市	
	(2) 下水処理施設 地域し尿処理施設	公共下水道長寿命化工事 農業集落排水処理施設機能強化事業 コミュニティプラント施設機器更新事業	市 市 市	
	(4) 消防施設	消防車両整備事業	市	
	(6) 過疎地域自立促進特別事業	水道施設等修繕事業 下水道施設修繕事業 コミュニティプラント施設機器修繕事業 消防施設整備費等補助金 住まいの耐震化促進事業補助金	市 市 市 市 市	

5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア. 保健

本市の健康寿命は、国平均より低く、宍粟市国保加入者の治療中の内科疾患では高血圧・糖尿病での受診が多くなり、後期高齢者（75 歳以上）では骨や関節に関する受診も増えている。また、「第 2 期宍

「宍粟市地域福祉計画」の基礎資料として平成 26 年 9 月に実施した市民アンケートでは、普段の生活の中で不安に思っていることとして「自分や家族の健康に関すること」が 2 番目に高い割合（56.8%）を占めており、いかに健康を保つかが重要となる。

本市では、これまで健康教室・相談、各種健康診断の実施や地域での健康づくり活動など、保健事業の充実に努めるとともに、医療機関との連携による健診後のアフターケアなども実施している。

過疎地域における保健事業も前段の市事業と同様に行ってきたが、過疎地域では市平均よりも高齢化率が高く、独居老人・高齢者夫婦など高齢者のみの世帯の割合も高いため問題となっている。

イ. 福祉

①高齢者福祉

本市では高齢化が急速に進み、国全体より高い高齢化率となっている。さらに、団塊の世代が後期高齢者となる高齢化率が一層高くなる見込みとなっている。

また、高齢者の 1 人世帯や高齢者夫婦だけの世帯が増加している。同時に、少子化、高齢化、過疎化などの進行が、家族関係の変化や地域の人間関係の希薄化を招き、これまで地域社会が果たしてきた助け合いや支えあいなどの機能・地域の福祉力の低下が危惧されている。「第 2 期宍粟市地域福祉計画」の基礎資料として平成 26 年 9 月に実施した市民アンケートでは、普段の生活の中で不安に思っていることは「老後の生活や介護に関すること」が最も高い割合（66.3%）を占めており、高齢者が安心して生活できることが重要となる。

本市では、高齢者福祉として、認知症サポーターの育成、老人クラブの活動支援、社会福祉協議会と市の連携によるボランティア活動などの取組みを行ってきた。

過疎地域においては、高齢化率が市平均よりも高いこと、独居老人・高齢者夫婦世帯の割合が高いこと、今後さらに高齢化率の進行が見込まれることから、老後の生活や介護に対する取組みの充実が重要となる。

②児童福祉

本市では、子どもの数は減少傾向にあり、働く女性の増加や核家族化が進行していることから、安心して子どもを育てることができる社会環境の充実が必要となっている。そのため、地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援することや、児童福祉施設である保育所あるいはその性質を有する幼保連携型認定こども園（以下「こども園」という。）の果たす役割は大きくなっている。

過疎地域の保育所あるいはこども園は、平成 27 年 10 月現在で、波賀町は「波賀みどり保育園（社会福祉法人運営）」、千種町は「ちくさ杉の子こども園（社会福祉法人（公私連携型）運営）」がある。また、地域・行政など関係機関が一体となった施策として、地域における子育ての支援として子育て支援センター事業やファミリーサポート事業を展開し、サポート体制の充実を図っている。さらに、安心して子どもが医療を受けられるために医療費助成を行っている。

過疎地域においては、少子高齢化が他の地域より進行し問題となっている。また、子どもの数が少ないため面積に対する園所の数は少ない。そのため面積の広大なそれぞれの過疎地域で通園所に対し、どのようにサポートを行うかなどが重要となる。

③障がい福祉

「宍粟市障害福祉計画」によると、宍粟市の障がい者数などの状況は、身体障害者手帳所持者数はほぼ横ばいで推移しており、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数、難病患者のうちの特

定疾患は増加傾向にある。障がいの重度化・重複化や障がいのある人の高齢化が進む中、多様化するニーズに応じた適切なサービスを提供することをめざし、地域生活支援や就労支援などの取組みを行っている。

過疎地域においては、働きに行く、病院へ行く、買い物をするなどの外出においては、利便性が低い地域であるため、障がいのある人などの外出を支援することが重要となる。

(2) その対策

ア. 保健

本市では、「健康しそう 21（宍粟市健康増進計画）」、「食育推進計画」に基づきライフステージにあわせた健康づくりを進めるとともに、生活習慣改善を目的とした予防活動を、地域・職場・学校など幅広く展開する。また、健康維持や病気などの早期発見を目的とした特定健診やがん検診を実施する。さらに、健康維持や介護予防をめざし、自治会施設などでは市民主体によるいきいき百歳体操教室を実施する。

過疎地域においても、波賀保健福祉センター及び千種保健福祉センターを中心として、健康教室・相談を充実させ、寝たきりや認知症・生活習慣病の予防・介護家族のための事業などの展開を図る。

健診事業では、特定健診やがん検診を引き続き実施するとともに福祉・医療とのさらなる連携を図る。

イ. 福祉

①高齢者福祉

本市では、「宍粟市老人福祉計画」や「宍粟市介護保険事業計画」などにより計画的に各分野の福祉施策を展開している。中でも高齢者の増加が見込まれており、高齢者一人ひとりの状態に応じて、地域のさまざまな支援やサービスを利用しながら、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らせるための地域包括ケアシステムの構築をめざす。さらに、高齢者の生きがいのある生活をめざし、気軽に外出できる仕組みの充実を図る。

②児童福祉

本市では、「宍粟市子ども・子育て支援事業計画」などにより、子どもの豊かな成長を支える保育の基盤づくりの実現に向け、子育てに関する相談体制や支援内容の充実をはじめ、経済的負担の軽減など、安心して子育てができる環境の整備を総合的に進める。また、子育ては家庭だけでなく、地域全体で支えていくことが重要であり、家族、地域、ボランティア、事業者、学校、行政などの連携体制を横断的につなぐ子育て支援のネットワークの構築に取り組む。

さらに、「宍粟市幼保一元化推進計画」に基づき幼保一元化に向けた取組みを推進し、施設整備を行うとともに、過疎地域においても通園及び通所しやすい環境を整えるなど、保育環境の充実に努める。

③障がい福祉

本市では、「宍粟市障害者計画」や「宍粟市障害福祉計画」などにより計画的に各分野の福祉施策を展開している。障がいのある人が住み慣れた地域で社会の一員としていきいきと暮らせるように、一人ひとり異なる障がいへの理解や生活の状況にあわせた福祉サービスや相談支援の充実、居住の場の確保、気軽に外出できる環境づくりを図る。過疎地域においても、外出支援や居宅介護などの訪問系サービスや短期入所を充実するなど、地域で生活するために必要な支援の整備を図るとともに、グループホームなど居住系サービスの整備を進める。

(3) 計画

事業計画（平成 28 年度～平成 32 年度）

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
4. 高齢者等の保健 及び福祉の向上及 び増進	(3) 児童福祉施設 その他	子育て支援遊具設置等整備事業	市	
	(4) 認定こども園	こども園施設等整備事業	市	
	(6) 市町村保健セン ター及び母子健康セ ンター	保健福祉センター施設整備事業	市	
	(7) 過疎地域自立促 進特別事業	子育て支援センター事業 特定健診・がん検診事業 外出支援サービス事業 保健福祉センター施設修繕事業 グループホーム開設サポート事業 乳幼児等医療費助成事業 シルバーパワーアップ事業 こども園推進事業 保育所バス運行経費補助金	市 市 市 市 市 市 市 市 民間	

6 医療の確保

(1) 現況と問題点

本市には、市立診療所 4、一般開業医 23、歯科診療所 15 の医療機関と、救急医療をはじめとする中核医療を担う公立宍粟総合病院がある。団塊の世代が後期高齢者となる平成 37 年には、医療を必要とする要介護者は著しく増加すると予測されている。そこで、身近な地域で日常的な治療や相談ができる「かかりつけ医」の確保や、重度な要介護状態となった場合でも、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう在宅で医療が受けられる地域の包括的な支援・サービス体制（地域包括ケアシステム）の構築が必要となっている。

過疎地域においては、市立診療所が区域内医療施設として中心的な役割を担っており、施設の老朽化に伴う建て替えや医療機器の更新など行ってきたが、さらなる充実が望まれている。

(2) その対策

本市では平成 37 年を目途に地域包括ケアシステムの構築を進めており、この一環として医療機関それぞれの役割分担による地域医療体制の充実を促進し、市立診療所、地域の開業医及び公立宍粟総合病院の連携を進め、介護をはじめとする在宅での医療と必要に応じた入院が確保できる体制づくり、医療と保健、介護、福祉との連携強化を図る。

過疎地域においては、住民・医療機関・行政の連携をより密にし、介護予防・疾病予防などの支援サー

ビスの強化を図るとともに、市立診療所における施設の充実や医療機器の更新とあわせ引き続き研修医を受け入れることによりへき地への医師招致を促すとともに往診機能を強化するなど地域医療の充実を進める。

(3) 計画

事業計画（平成 28 年度～平成 32 年度）

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
5. 医療の確保	(1) 診療施設 診療所	医療機器整備事業	市	

7 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア. 学校教育

過疎地域には公立中学校 2 校（生徒数 188 人）、公立小学校 2 校（児童数 291 人）がある。児童・生徒数は、平成 22 年度に 664 人であったものが、平成 27 年度においては 479 人と 5 年で 27%減少している。また、過疎地域の就学前における教育、保育施設は、公立幼稚園 1 園、私立認可保育所 1 所、私立認定こども園 1 園がある。保育所入所児童数及び園児数は、平成 22 年度に 169 人であったものが、平成 27 年度においては 134 人と 5 年間で 20%減少している。

少子化が進行する中で、一定規模の集団で活動することを通して、子どもたちが「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」など「生きる力」を身につけ、自立した人間の育成を図るため、平成 21 年に策定した「宍粟市学校規模適正化計画」に基づき校区の再編を進めるとともに、より良い子どもの教育・保育の環境整備を図るため、「宍粟市幼保一元化推進計画」に基づき幼稚園、保育所の一元化を進めてきた。

イ. 社会教育

本市の社会教育施設はスポーツ公園・プール・体育館などが整備され、住民の自主的な生涯学習の場として広く活用されている。新しいまちづくりの推進や早期での市民の一体性の確保のための社会教育施設及び人材・ソフト事業の整備、充実が求められている。

過疎地域には B & G 海洋センター・総合スポーツ公園・文化創造センター・波賀城史跡公園・体育館・たたらの里学習館などの社会教育施設が整備されている。

(2) その対策

ア. 学校教育

学校設備の高度化を図るため、給食センター・運動施設・情報機器などの整備、充実を行う。

さらに、地域の自然環境などを活用した環境教育をはじめ、情報、国際化、道德教育などに関連した特色ある教育カリキュラムの充実を図るとともに、地域の歴史・文化、伝統産業などの地域学習・体験学習や世代間交流の推進により、園児・児童・生徒の地元への愛着心を醸成し、一人ひとりの人間性の向上を図っていく。

学校規模適正化に伴う遠隔地の児童・生徒の送迎のためのスクールバスの適正配置を行うとともに、

車両の順次更新を行う。ソフトとしての取組みとして、「しそうの子ども生き活きプラン」に基づき、豊かな自然と歴史、文化に囲まれた地域であることの特性を生かした学習システムの研究や指導方法の工夫、改善を行い、「生きる力」を身につける園児・児童・生徒の育成と一人ひとりの個性の伸長を図る教育を推進する。

過疎地域においては、就学前の子どものより良い教育・保育環境を構築するため「宍粟市幼保一元化推進計画」に基づき、これまでに引き続き幼保一元化に向けた取組みを推進する。

イ. 社会教育

学習を通じて得た知識や技能、経験を指導者やリーダーとして地域や社会で積極的に生かしていく仕組みを構築していくとともに、先人たちが築き上げてきた自然、歴史、伝統、文化などの地域資源を学ぶことにより、本市への誇りや愛着を高める取組みを進める。

過疎地域における社会教育については、少子・高齢化社会に対応した学習施設の整備、社会体育施設の整備、充実を図るとともに、生涯学習施設である市民センターや各地域集会所などのネットワーク化・人的ネットワーク化を進め、家庭における教育力の向上・青少年の社会参加や体験活動を促す活動の充実・地域コミュニティの活性化・環境保全への取組みなど、心豊かな人づくりをめざした生涯学習社会の構築を図る。

(3) 計画

事業計画（平成 28 年度～平成 32 年度）

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
6. 教育の振興	(3)集会施設、体育施設等 体育施設 その他	波賀総合スポーツ公園整備事業 千種B & G海洋センター整備事業 旧野原小学校活用事業	市 市 市	
	(4)過疎地域自立促進特別事業	通園・通学バス運行事業 学校ICT環境整備事業 郷土愛育成事業 園児送迎バス運行事業	市 市 市 市	

8 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本市は、奈良時代に編纂された「播磨国風土記」に記されているように早くから拓け、古い歴史と伝統が息づく地域で、多くの史跡や伝統的な祭り、また、神話・伝説なども多数残されている。そして、永く守り続けられてきた文化に対する誇りや愛着も強いものがある。しかし、伝統文化活動への取組みの必要性が認識されているものの社会状況の変化に伴い生活様式も変化し、少子化や高齢化が進む中で伝統文化の継承が困難な状況になっている地域も出てきている。このため、次代を担う子どもたちや青少年が自己実現できる環境づくり、誰もが自ら学び、生きがいを創造する生涯学習の推進、伝統文化などの保存、継

承、そして発展が求められている。

過疎地域においても古い歴史と伝統が残り、文化や祭りに対する誇りや愛着が強く残っている。市内全域と同様に伝統文化の継承が困難となっているが、自由時間の増大・長寿社会の到来などにより生き方の質的向上やゆとりのある生活実感が求められてきており、豊かさの中から文化的遺産の保存と文化施設整備の要求が高まっている。

（２）その対策

文化・芸術鑑賞機会の充実や文化芸術活動のための環境を充実するなど、文化・芸術活動を支援していくとともに、新しい文化の創造に向けた文化・芸術の交流イベントを促進する。さらに、歴史資源を生かした公園や歴史資料館などの交流施設の整備・充実をはじめ、文化財の保護などに取り組む。

過疎地域においては、それぞれの旧町史を編纂しているが、近年の歴史の変遷を補足整理するとともに、これまでの祖先の足跡などを辿り、愛すべきふるさとの将来の地域づくりに活かす方法を検討する。さらに、既存する文化財・文化施設の保存、充実や地域の祭りの伝承を図るとともに、新しい文化の創造に向けた地域住民の文化、芸術意識の一層の高揚を図るための活動拠点となる施設整備を図る。

（３）計画

事業計画（平成 28 年度～平成 32 年度）

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
7. 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設	たたらの里学習館整備事業	市	
	(2) 過疎地域自立促進特別事業	たたらの里学習館修繕事業 地域振興イベント事業補助金 波賀城史蹟公園修繕事業	市 市 市	

9 集落の整備

（１）現況と問題点

本市では、人口減少、少子高齢化の進行、人々の価値観やライフスタイルの変化などにより、地域コミュニティ機能が低下しつつある。

特に過疎地域においては、若年層の流出や少子高齢化による生産年齢人口の減少により地域活動の担い手が不足しつつある。さらに、地域コミュニケーションの拠点となる集会所施設の老朽化が著しい集落もあり、改築などに迫られている状況である。

（２）その対策

本市全体の人口は減少傾向にあり、今後さらなる地域活力の低下が懸念されている中で、地域住民が主体となつての地域課題の解決や個性ある地域・集落づくり・成熟社会にふさわしいライフスタイルの創造に向けた支援が求められていることから、その活動主体となる若者層の定住促進や地域コミュニティの促進を図るための住宅対策、拠点整備を展開する。また、福祉・生涯学習などのソフト事業の積極的な展開

により、高齢者の社会参加活動などの生きがいつくりなどにも取り組み、3世代交流型のライフスタイルの創造などを推進する。

過疎地域においては、U I J ターン者の受け入れ対策として地域が主体となつて行うまちづくり事業を支援するとともに、小学校区再編後の教育施設などを活用した地域コミュニティ強化のための拠点施設整備を検討する。また、若者が定住しやすい環境づくりのために、地域への誇りや交流促進のためのソフト事業の充実を図る。

(3) 計画

事業計画（平成 28 年度～平成 32 年度）

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
8. 集落の整備	(2) 過疎地域自立促進特別事業	自治集会施設等整備補助金 自治会活動支援事業補助金 コミュニティ組織強化事業 地区コミュニティ醸成支援事業補助金 協働のまちづくり交付金	市 市 市 市 市	
	(3) その他	広場整備事業	市	

10 その他地域の自立促進に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

本市の有する広大な面積の土地利用状況は、山林が 89.6%、農用地が 4.3%、宅地及びその他が 6.1%であり、山林の占める割合が非常に高い。

過疎地域においては、豊富な水量を有する急こう配の河川や先人から代々受け継がれてきた森林資源など、水力発電や木質バイオマス発電など再生可能エネルギーの元となる地域資源が豊富に存在しているが、これらの資源を活かした再生可能エネルギー事業が地域の活性化や産業振興に結び付いていない状況である。

また、近年では高齢者世帯の増加とともに持ち家を手放すケースが増えており、今後も空き家の増加が予想される。

(2) その対策

土地に関する施策を総合的かつ効率的に実践していくうえで、揖保川及び千種川の清流や氷ノ山後山那岐山国定公園などの豊かな自然資源を活かした魅力あふれる生活環境の創造や森のゼロエミッション構想・バイオマスタウン構想を包括した「宍粟市環境基本計画」に基づく循環型社会の構築に積極的に取り組む。

過疎地域においては、空き家を有効活用し、U I J ターンなどを受け入れるための住居として紹介し、定住促進を図る。

(3) 計画

事業計画（平成 28 年度～平成 32 年度）

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
9. その他地域の自立促進に関し必要な事項		生活圏の拠点づくり事業	市	
		森のゼロエミッション事業	市	
		グリーンエネルギー・バイオマスエネルギー普及促進事業	市	
		地域おこし協力隊事業	市	
		空き家活用事業	市	
		定住促進事業	市	

事業計画（平成 28 年度～平成 32 年度） 過疎地域自立促進特別事業分

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1. 産業の振興		くるみの里修繕事業 フォレストステーション波賀修繕事業 波賀サイクリングターミナル（楓香荘） 修繕事業 道の駅修繕事業 戸倉スキー場施設整備改修工事 ちくさ高原施設整備修繕事業 森林セラピー整備事業 氷ノ山ツーリズム推進事業 北部活性化事業（トロッコ整備調査研究 など） 山林部地籍調査事業 鳥獣被害防止事業補助金 就農・定住促進事業 森林整備推進事業 林業振興基盤整備促進事業 宍粟材利用推進事業 農業生産基盤整備促進事業 <u>波賀サイクリングターミナル（楓香荘）</u> <u>改築調査事業</u>	市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市	
2. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進		道路修繕事業 除雪機整備事業 河川水路修繕事業 橋りょう点検調査事業 交通安全対策事業 通勤・通学費補助事業 地域生活交通対策補助事業	市 市 市 市 市 市 市	
3. 生活環境の整備		水道施設等修繕事業 下水道施設修繕事業 コミュニティプラント施設機器修繕事業 消防施設整備費等補助金 住まいの耐震化促進事業補助金	市 市 市 市 市	

4. 高齢者等の保健 及び福祉の向上 及び増進		子育て支援センター事業 特定健診・がん検診事業 外出支援サービス事業 保健福祉センター施設修繕事業 グループホーム開設サポート事業 乳幼児等医療費助成事業 シルバーパワーアップ事業 こども園推進事業 <u>保育所バス運行経費補助金</u>	市 市 市 市 市 市 市 市 <u>民間</u>	
6. 教育の振興		通園・通学バス運行事業 学校 I C T 環境整備事業 郷土愛育成事業 園児送迎バス運行事業	市 市 市 市	
7. 地域文化の振興 等		たたらの里学習館修繕事業 地域振興イベント事業補助金 波賀城史蹟公園修繕事業	市 市 市	
8. 集落の整備		自治集会施設等整備補助金 自治会活動支援事業補助金 コミュニティ組織強化事業 地区コミュニティ醸成支援事業補助金 協働のまちづくり交付金	市 市 市 市 市	
9. その他地域の自 立促進に関し必 要な事項		生活圏の拠点づくり事業 森のゼロエミッション事業 グリーンエネルギー・バイオマスエネ ルギー普及促進事業 地域おこし協力隊事業 空き家活用事業 定住促進事業	市 市 市 市 市 市	